



熊本県公報

号外 第68号
令和3年(2021年)
12月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 1
 - 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域 (公安委員会告示) の一部改正…………… (警察本部地域課) 2

登 載 依 頼

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。
令和3年12月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第11号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程 (昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号) の一部を次のように改正する。

- 第11条中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項後段を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、年次有給休暇の残日数の全てを与えようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができる。
- 同条第9項を削り、次に次の1項を加える。
10 前項の規定により1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等
 - ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
 - イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
 - ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
 - (3) 斉一型短時間勤務職員 (前号に掲げる職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数 (1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
 - (4) 不斉一型短時間勤務職員 (第2号に掲げる職員を除く。) 7時間45分
- 第12条中「有給休暇」の次に「(以下この条及び第23条において「病気休暇」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 病気休暇は、必要に応じて1日又は1時間を単位として取り扱うものとする。ただし、病気休暇の残日数の全てを与えようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができる。
- 第13条の2第1項に次のただし書を加える。
ただし、特定休暇の残日数の全てを与えようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを与えることができる。
- 第13条の2第2項中「すべて」を「全て」に、「使用する」を「与える」に改める。
同条第3項中「使用した」を「与えられた」に改める。

別表第4中

| | | | |
|---|-------------------------------------|----------------------------|---|
| 6 | 職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において6日の範囲内でそのつど必要と認める期間 | を |
|---|-------------------------------------|----------------------------|---|

| | | | |
|---|---------------------------------------|---|-------|
| 6 | 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において6日 (当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日) の範囲内でそのつど必要と認める期間 | に改める。 |
|---|---------------------------------------|---|-------|

附 則
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第8号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、令和3年12月28日から施行する。

令和3年12月28日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

1の表熊本南警察署本山交番の項中「十禅寺町」を「十禅寺四丁目」に改め、「本山町」の次に「、世安一丁目、世安二丁目、世安三丁目」を加える。